てあて ねんきん じょせい げんめん しぇん **5 手当・年金・助成・減免・支援サービスなど**

1. 手当について

とくべつしょうがいしゃてぁて(1)特別障害者手当

【内 容】

ではいいじょう さいたく じゅうどしょうがい ひと じょうじとくべつ かいて よう じょうたい ひと たい てあて 20歳以上の在宅の重度障害のある人で常時特別の介護を要する状態の人に対し、手当 しゅっう しんだんしょ ないよう しょとく が支給されます。 (診断書の内容、所得により制限あり)

たい しょうしゃ 【対 象 者】

で さいいじょう でいたく じゅうどしょうがい ひと しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう りょういくてちょう 20歳以上の在宅の重度障害のある人 (おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳 さいじゅうと しょうがい じゅうふく ひと 最重度 (A1)の障害が重複している人など)

しまゅうがく 【支給額】

月額 29,590円

- n いわ ねん がつ たちげんざい がく **※令和7年4月1日現在の額です。**

にんていせいきゅうしょ しょとくじょうきょうとどけ しんだんしょ しょうだくしょ かぜいじょうきょうえつらん 認定請求書、所得状況 届、診断書、承諾書(課税状況閲覧)、マイナンバーにかかわる書類 (詳細は1ページ参照)

問合せ: 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

しょうがいじふく してあて

(2) 障害児福祉手当

な い よう 【内 容】

20歳未満の在宅の重度心身障害のある児童で、日常生活が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、手当が支給されます。(診断書の内容、所得により制限あり)

たいしょうしゃ 【対 象 者】

さいみまん ざいたく じゅうとしんしんしょうがいじ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう りょういくてちょう 20歳未満の在宅の重度心身障害児(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳 さいじゅうと 最重度(A1)の人など)

し きゅうがく 【支 給 額】

月額 16,100円

れいわった。 かったちげんざい がく **※令和7年4月1日現在の額です。**

≪申請に必要なもの≫

になていせいきゅうしょ しょとくじょうきょうとどけ しんだんしょ しょうだくしょ かぜいじょうきょうえつらん 認定請求書、所得状況 届、診断書、承諾書 (課税状況閲覧)、マイナンバーにかかわる書類 (詳細は1ページ参照)

さいあた しょうがいらく しか でんか 問合せ : 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(3)特別児童扶養手当

ta い よう 【内 容】

在宅で20歳未満のおおむね中度以上の心身障害児を養育している人に対し、手当が支給されます。(診断書の内容、所得により制限あり)

たいしょうしゃ 【対 象 者】

でいたく さいみまん ちゅうといじょう しんしんしょうがいじ よういく 在宅で 20歳未満の中度以上の心身障害児を養育している人

【支 ^{きゅうがく} 【支 給 額】

1 級:月額 56,800円 2 級:月額 37,830円

※支給月は4月・8月・12月です。



滋賀県ホームページ

にんていせいきゅうしょ しんだんしょ こせきとうほん しょうだくしょ かぜいじょうきょうえつらん 認定請求書、診断書、戸籍謄本、承諾書 (課税状況閲覧)、マイナンバーにかかわる しょうさい しょうさい きんしょう た 書類 (詳細は1ページ参照)、その他

である しょっかい はくしか でんり 問合せ : 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

じどうふょうてぁて **(4)児童扶養手当**

ない よう 【内 容】

交母の離婚などにより、ひとり親家庭として児童を養育している人や、父親または母親が ははおや しょうがい じょうたい しょうたい 重度の障害の状態にある児童のもう一方の父親または母親に対して、この手当は支給 されます。(診断書の内容、年金等の受給の状況や所得により制限あり)

【対象者】

にどう よういく 児童を養育している父親・母親もしくは養育者

※対象者の詳細はこども家庭相談課にお問い合わせください。

し きゅうがく 【支 給 額】

全部支給:月額 46,690円

いちぶしきゅう: けつがく 一部支給: 月額 46,680~11,010円 (所得により異なります)

※令和7年4月1日現在の額です。

- たいあり - かていそうだんか でんり 問合せ : こども家庭相談課 電話582-1137 FAX582-1138

2. 年金について

しょうがいき そねんきん こくみんねんきん

った じょうけん かんしょう ひと じゅきゅう 次の条件のすべてに該当する人が受給できます。

- 1 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ・国民年金加入期間(厚生年金加入期間に初診日がある人は、お近くの年金事務所へおじた。)
 - ・20歳前または60歳以上65歳未満(国内に住んでいる人のみ)の年金未加入期間 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。
- 2 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日または 20歳に達したときに、国民年金法施行令に定められた1級または2級の状態になっていること。

なんきんがく (年・金・額)

1 級 障害:68 歳以下 1,039,625円/年 69 歳以上 1,036,625円/年

2 級 障害:68 歳以下 831,700円/年 69 歳以上 829,300円/年

※令和7年4月1日現在の額です。

※支給月は4月・6月・8月・10月・12月・2月 (偶数月) です。

じょうがいき そねんきん じゅきゅう できゅう できゅう できゅう できゅう できゅう でき 書 基礎年金を受給されている人は、障害年金生活者支援給付金が支給されます。前年の所得が4,721,000円以下であることが要件です。(変更の可能性があります。)

1級障害:6,813円/月 きゅうしょうがい 2級障害:5,450円/月

※令和7年4月1日現在の額です。

(ときゅうせいげん) ではあり ではあり かさん たいしょう ※支給制限があります。また子どもがいる場合などは加算の対象になることがあります。

であり 問合せ: 国保年金課 電話582-1120 FAX583-9738

しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきん) 障害厚生年金 (厚生年金)

厚生年金保険の被保険者期間中に、初診日のある病気やけがによって定められた障害
じょうたいがいとうする20歳以上の人に、障害基礎年金(国民年金)に上乗せする形で支給されます。また、障害基礎年金に該当しない程度の障害であっても、障害厚生年金の障害
とうきゅうひょうがいとうときないというがいとうを表しまうがいきをおんきんがいとうというがいとうまた。にますがいきをおんきんがいとうというがいとうまた。にますがいきをおんきんがいとうというがいとうというがいとうときない。ことのは、からとうきゅうひょうがいとうときないとうのできた。ことのものでは、独自給付として3級の障害厚生年金または障害手当金(一時きん)が支給されます。

たい しょうしゃ
【対 象 者】

• 1 \sim 2 級は、障害基礎年金の障害等級表により判定されます。

3級、障害手当金は、政令で定める障害厚生年金独自に等級表により判定
 「年金額]

※配偶者がいる場合、加算の対象となることがあります。

である。 くきつねんきんじょ しょ でんわ 問合せ : 草津年金事務所 電話567-2220 FAX 562-9638

(3) その他の年金

がいますので、詳しくはそれぞれの年金担当窓口でお問合せください。

でいあり くさつねんきん じず しょ でんり でんち かくたんとうじきょうしょ といあり 問合せ : 草津年金事務所 電話567-2220 など各担当事業所までお問合せください

しんしんしょうがいしゃふょうきょうさいせいど(4)心身障害者扶養共済制度

はいまとぐち 申請窓口 滋賀県手をつなぐ育成会 電話・FA とがけんしんだいしょうがいしゃふくしきょうかい でんわ でんわ 電話・FA 滋賀県身体障害者福祉協会 電話565-

電話 • FAX 523-3052 電話565-4832 FAX564-7641

せいかつふくししきん かしつけせいど (5)生活福祉資金(貸付制度)

でいっぱくせたい しょうがいしゃせたい こうれいしゃせたい 医療 (他所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などに、それぞれの状況と必要に合わせた資金、 たとえば、就職に必要な知識・技術などの習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用などの貸付けを行います。

※返済の必要があります。

- clipto - - - - ものやまししゃかいふくしきょうぎかい でんり 問合せ : 守山市社会福祉協議会 電話583-2923 FAX582-1615

ちいきふくしけんりょうごじぎょう

自分ひとりで契約などの判断をするには不安がある、日常生活に必要な支払いができないことがある、といったことでお困りの人に対し、①福祉サービスの利用手続き、②日常的なお金の出し入れ、③大切なもののお預かりなどのお手伝いをします。知的障害、精神障害などで、判断能力に不安のある人が対象となります。診断や手帳がなくても構いません。お困りの人はお気軽にご相談ください。

※サービスには利用料がかかります。(減免制度あり)

きりやまししゃかいふくしきょうぎかい でんり 問合せ : 守山市社会福祉協議会 電話583-2923 FAX582-1615

3. 助成について

ざいたくじゅうどしょうがいしゃじゅうたくかいそうひ じょせい (1) 在宅重度障害者住宅改造費の助成

- ●重度身体障害のある人(児童)が日常生活を快適に過ごせるよう、既存の便所・風呂とくべつ かいぞう ばあい などを特別に改造する場合、その改造に必要な経費の一部を助成します。
- 必ず、改造前にご相談ください。改造後の申請は助成できません。
- ●介護保険制度の対象者は、介護保険の住宅改修費助成が優先します。
- ●新築・増築は助成の対象になりません。
- ●介護保険による住宅改修の助成を受けた場合や日常生活用具の住宅改修の給付を受けた場合は、その金額を対象経費から差し引きます。(差し引く金額の限度は、200,000円)
- 【対 象 者】 ※所得により助成対象に制限があります
- しんだいしょうがいしゃてちょう したいふじゅう しかくしょうがい しょうがいとうきゅう ひと 身体障害者手帳が肢体不自由または視覚障害の障害等級が1・2級の人
- つ りょういくてちょう ひと ② 療育手帳A1、A2の人
- ③ 上記の①②の者が共同住宅に住んでいる場合はその設置者

じょ せい が< 【助 成 額】

たいしょうけいひ 対象経費の1/2以内(限度額 350,000円)

じょせいたいしょうけいひ 【助成対象経費】

たいしょうけいひじょうげん 700,000円 まん

しんせいしょるり

にようがいしゃてちょう かいそうぶぶん すめん みつもりしょ かいそうまえ しゃしん 障害者手帳、改造部分の図面、見積書、改造前の写真

問合せ: 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

しんたいしょうがいしゃじどうしゃかいそうひ じょせい (2)身体障害者自動車改造費の助成

じゅうとしんたいしょうがい でと じとう あら しょう しょう ロッとうしゃ かいそう ひつよう けいひ いちぶ じょせい 重度身体障害のある人 (児童) が新たに使用する自動車の改造に必要な経費の一部を助成します。 必ず、改造前にご相談ください。改造後の申請は助成できません。

【対象者】 ※ 所得により助成対象に制限があります。

① 本人運転

したいるじゅう しょうけい かしきのうしょうがい かしきのうしょうがい たいかんきのうしょうがい のうけんせい たまうがい のうけんせい たまうだい たいない とまっかい たいない という まっかい できない こと もない という まっかい できない こと もない という まっかい こと おいまっかい でいこう きゅう ひと しゅうろうなど ともない きゅう ひと おり ものうしょうがい でいこう きゅう ひと しゅうろうなど ともない きゅう ひと おり 自らが 所有し、運転 おり とこう きゅう ひと きゅう ひと ことうしゃ そうこうそうちょく くとうそうちなど いちぶ かいそう ひっよう ひと する自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造する必要のある人

② **介護者運転**

下肢機能障害、体幹機能障害または脳原性移動機能障害における障害程度が1・2級のというが、ショックをで、通学・通院などのために自らまたは生計同一者が所有する自動車に車椅子の昇降である。こていそうちなど、いどうかいこようそうちには生計同一者が所有する自動車に車椅子の昇降である。これで、通学・過度などのために自らまたは生計同一者が所有する自動車に車椅子の昇降である。これできるなどの移動介護用装置(移動介護用特別仕様車の購入も含む)を装着・改造する必要のある人

しょせいがく 関】

がいそう よう けいひ げんとがく 改造に要した経費 ①限度額100,000円 ②限度額75,000円

しんせいしょるい

りなど)、承諾書 、生計同一証 明書(②のとき)

問合せ: 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

しんたいしょうがいしゃじどうしゃそうさくんれんひ じょせい (3)身体障害者自動車操作訓練費の助成

【対象者】

- ①身体障害者手帳1~4級の人
- ② ①以外で肢体不自由の障害のため、運転するのに自動車を改造する必要のある人 (助 成 額)

^{ひっようけいひ} 必要経費の2/3以内(限度額100,000円)

しんせいしょるい

しょうがいしゃてちょう 障害者手帳

- といあり - しょうがいふくしか でんり 問合せ : 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

(4) 福祉タクシー運賃の助成

- ●重度心身障害のある人(児童)の自主的な社会参加への促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。
- ●自家用自動車燃料費(ガソリン)の助成と併用はできません。
- ●紛失時の再発行はできません。転出、死亡、等級変更等の際は必ずご返却ください。

たい しょう しゃ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう ひと 対 象 者 身体障害者手帳1・2級の人

の の な か な が な で か と で あ を を の 人

th Look La 5 がいしゃほけんぶくしてちょう きゅう ひと 精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※ 腎臓機能障害で人工透析を受けている人は一月4枚を交付します。 がっしんせい ばあい (4月申請の場合は50枚)

利用方法 助成券に記載された月分ごとに利用してください。利用は、1回の乗車につき、1枚(500円分)です。※守山市が指定する事業所で利用できます。

ゆうこうき げん じょせいけん つきぶん す けん ねんどまつ がつ にち ゆうこう 有効期限 助成券の月分が過ぎた券は、年度末(3月31日)まで有効。

しんせいしょるい しょうがいしゃてちょう 申請書類 障害者手帳

じかょうじどうしゃねんりょうひ (5) 自家用自動車燃料費(ガソリン)の助成

- ●重度心身障害のある人(児童)の自主的な社会参加への促進を図るため、自動車燃料費のいまが、 じょうしゃねんりょうひ 単度心身障害のある人(児童)の自主的な社会参加への促進を図るため、自動車燃料費の 一部を助成します。
- ●福祉タクシー運賃の助成と併用はできません。
- ●年度途中で福祉タクシー運賃と交換はできません。
- 対象者 ①自ら自動車を所有・運転し、<u>自動車税の減免をうけている</u>、身体障害者手帳 1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持
 - ②生計同一者の運転で乗車し、<u>自動車税の減免をうけている</u>、身体障害者できょう きゅう りょういくてちょう ましん な でます または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人

助 成 券 500円券を1か月2枚とし、申請月から年度末までの月数を 乗 じた枚数を 交付します。(ただし、4月末日までに申請の場合、25枚を交付)

りょうほうほう じょせいけん きさい つきぶん りょう いっかい きゅうゆ 利用方法 助成券に記載された月分ごとに利用してください。利用は1回の給油につき、2枚(1,000円分)を限度として利用できます。

ゆうこうき げん しょせいけん つきぶん す けん ねんとまつ かうこう 有効期限 助成券の月分が過ぎた券は、年度末(3月31日)まで有効。

Undtinusan しょうがいしゃてちょう 申請書類 障害者手帳

(6) 紙おむつ費用の助成

- ●在宅で紙おむつの必要な障害のある人(児童)に紙おむつ購入費の一部を助成します。
- ●「在宅」にはグループホームを含みます。施設に入所している場合や入院中は支給できません。
- ●紛失時の再発行はできません。死亡、転出、等級変更等の場合はご返却ください。

 □ はい しょう しゃ つぎ がいとう じょうじ ひつよう ひと 対 象 者 次に該当する常時おむつが必要な人
 - ・申請時において満3歳以上から65歳未満の身体障害者手帳1・2級の人

・申請時において満3歳以上から65歳未満の療育手帳Aの人

助成券 1か月に2,000円券2枚とし、申請月から年度末までの月数を乗じた枚数を交付します。

しんせいしょるい しょうがいしゃてちょう 申請書類 障害者手帳

※新年度分の助成券(福祉タクシー運賃・自家用自動車燃料費(ガソリン)・紙おむつ費用等)について、前年度に申請された種類の助成券を、新年度に送付しますので、同封の申請書に必要事項を記入のうえ、期限内に返信してください。申請書の返信がない場合、次年度以降の助成券の送付は行いません。

- Clibbo - - Cy5がいふくしか でんか 問合せ : 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

てんじしんぶん こうどくじょせい (7) 点字新聞の購読助成

しかくしょうがい でと たいしょう しゃかいじょうほう しゅとく しゃかいきんか そくしん もくてき 視覚障害のある人を対象に社会情報の取得・社会参加の促進を目的として新聞社が発行する点字新聞の購読に対して購読料の一部を助成します。

だいしょう しゃ しんだいしょうがいしゃてちょう しょじ しかくしょうがい ひと対象者 身体障害者手帳を所持する視覚障害のある人

じょ せい がく 1 4 んど 1 世帯につき、助成の対象となる点字新聞購読料のうち 6,000円 を超える額で 14,000円を限度。

いたないとない しょうがいしゃてちょう こうどくしょうめい 申請書類 障害者手帳、購読証明

問合せ: 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

せいしんしょうがいしゃつうしょしせつなど つうしょこうつうひ ほじょ(8)精神障害者通所施設等への通所交通費の補助

世いしんしょうがいしゃ じりっ しゃかいさんか しゃかいふっき そくしん つうしょ かか こうきょうこうつう きかん 精神障害者の自立、社会参加および社会復帰を促進するため、通所に係る公共交通機関のこうつうひ いちぶ じょせい 交通費の一部を助成します。

まいしょう しゃ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう ちゅうしえんいりょう せいしんつういんいりょう じゅきゅう 精神障害者保健福祉手帳、または自立支援医療(精神通院医療)受給者証がある人

補助金の額 経費の2分の1。ただし、1か月につき10,000円を限度とする。 ※年3回申請

でいるか しょうがいるくしか でんわ 問合せ: 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

4 税金等の減免、各種割引について

(1) 自動車税 (環境性能割・種別割)

しんだいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ひと ひとり だい たいしょう 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある人で、1人1台が対象となります。(滋賀県発行の自動車税減免に関する案内をお渡しいたします。)

しんせい ひつよう しょるい 《申請に必要な書類》

- しんたいしょうがいしゃてちょう せんしょうびょうしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう (ア) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (イ) 運転免許証(表裏の写しでもよい)
- (ウ) 自動車検査証(写しでもよい)
- (工) 納税通知書 (新規登録の場合は不要)

ほんにんいがい ひと うんてん 本人以外の人が運転されている場合には上記の他に次の書類が必要です。

- (力) 生計同一証明書または常時介護証明書(障害福祉課にて発行)
- (キ) 自動車の使用目的を証明する書類
- せいけいどういっしょうめいしょ つき かいいじょうつうがく つうしゅ なりかい しょう ばぁい・ 生計同一証明書は月1回以上通学、通院、通所、生業のために使用している場合
- しょうじかいこしょうめいしょ しゅう かいいしょうつうがく つういん つうしょ なりわい しょう はあい 常時介護証明書は週3回以上通学、通院、通所、生業のために使用している場合

しがけんじどうしゃぜいじむしょ もりやましこのはまちょう 滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298-2

> でんり 電話585-7288 FAX585-7299

なんぶけんぜいじむしょ のうぜいか くさっしくさっさんちょうめ 南部県税事務所 納税課 草津市草津三丁目14-75

電話567-5406 FAX566-0439

軽自動車については、毎年減免申請の手続きが必要です。申請の時期は、軽自動車税 しゅべつわり のうぜいつうち はっそうび のうきげん かまえ つうじょう がつ か あいだ 軽自動車税 (種別割)納税通知の発送日から納期限の7日前(通常5月24日)の間です。期限後の しんせい うけつけ 申請は受付できませんのでご注意ください。

- ※ その年の 4月1日の時点において手帳が交付されており、障害内容と車検証の はあいけんめん う 情報が要件を満たす場合減免を受けることができます。
- ※ 普通自動車税(種別割)の減免を受けている場合は、軽自動車税(種別割)の減免 は受けられません。
- ** 減免を受けられるのは一人につき1台のみです。

(いせい ひつよう しょるい 《申請に必要な書類》

- (ア)身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (イ)運転される人の運転免許証(表裏の写し可)
- (ウ)自動車検査証または登録証 (写しず)
 - ** (写し句) も併せて提出が必要です。
- (工)減免申請書(税務課または市のホームページにて配布)
- はあいばい ひと うんてん はあい とょうき しょるい ひつよう ※本人以外の人が運転されている場合には、上記のほかに次の書類が必要です。
 - (オ) 生計同一証明書 (世帯が違う場合のみ障害福祉課にて発行)
 - はいます。 せいけいどういつもうしたてしょ ぜいまか はいふ ※2年目以降は生計同一申立書(税務課にて配布)
 - (力)使用目的申立書(税務課にて配布)

であり 問合せ: 税務課 電話582-1115 FAX583-9738

(2) その他の税について

	内容	金	額	問合せ
が 得税 が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	はようがいしゃこうじょ 障害者控除 ほんにん (本人または配偶者、もしくは扶養親族が しんだいしょうがいしゃでちょう きゅう きゅう りょういく 身体障害者手帳3級~6級・療育 でちょう ひと・せいしんしょうがいしゃでちょう 手帳Bの人・精神障害者手帳2、3級の ひと、人)	しょとくこうじょがく 所得控除額	27万円	<eoglification< td=""></eoglification<>
	とくべつしょうがいしゃこうじょ 特別障害者控除 「本人または配偶者、もしくは扶養親族がしんだいしょうがいしゃでちょう 身体障害者手帳1・2級・療育手帳 ひとせいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう A1、A2の人、精神障害者保健福祉手帳 1級の人)	しょとくこうじょがく 所得控除額	^{まんえん} 40万円	電話 562-1315
	とくべつしょうがいしゃ どうきょ ばあい 特別障害者と同居の場合	しょとくこうじょがく 所得控除額	75万円	
住 民 税 税	しょうがいしゃこうじょ たいしょう しょとくぜい おな 障害者控除(対象は所得税に同じ)	しょとくこうじょがく 所得控除額	26万円	ぜい ^{む か} 税務課
	とくべつしょうがいしゃこうじょ たいしょう しょとくぜい おな 特別障害者控除(対象は所得税に同じ)	しょとくこうじょがく 所得控除額	30万円	1/兀/分市木
	とくべつしょうがいしゃ どうきょ ばあい 特別障害者と同居の場合	しょとくこうじょがく 所得控除額	53万円	でんり 電話
	ぜんねんごうけいしょとく 前年合計所得が135万円以下の障害者	ひかぜい非課税		582-1115 FAX 583-9738

かくしゅわりびき かくしゅわりびき くわ かくかいしゃ じぎょうしょなど といあわ (3)各種割引※各種割引について、詳しくは各会社、事業所等にお問合せください。

■ロ タクシー運賃の割引 ロ■

内 容 タクシー乗車時に障害者手帳を提示することで運賃が割引される場合があります。

たいしょうしゃ しんだいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ りょういくてちょうしょじしゃ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ 対し、なり 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

問 合 せ 答タクシー会社にお問い合せください。

■ロ 私鉄バス運賃の割引 ロ■

内 容 民間バスを利用する際、障害者手帳を提示することで乗車運賃が割引される場合があります。

たい しょう しゃ しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ りょういくてちょうしょじしゃ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ 対 象 者 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

りょかくうんちん わりびき ■□ JR旅客運賃の割引 □■

内 容 JRを利用する際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することで運賃が割引されます。1種の記載がある人は介護者とともに利用される場合に運賃が割引されます。2種の記載がある人は本人のみ100km以上で割引されます。

だいしょう しゃ しんだいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ りょういくてちょうしょじしゃ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 対象 者 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳

Eli あわ かくじょうしゃけんはんばいまさぐち 問合せ 各乗車券販売窓口

■□ 航空運賃の割引 □■

内 容 国内線を利用する際、航空運賃が割引されます。

たい しょう しゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふく してちょう ひさ 教育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を うしている人 (満12歳以上対象)

けいたいでんわきほんりょうきんなど わりびき ■口 携帯電話基本料金等の割引 □■

通信事業者 NTTDoCoMo、au、softbank等

 たい しょう しゃ
 しんだいしょうがいしゃでちょう りょういくでちょう せいしんしょうがいしゃほけんふく してちょう

 対象者
 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

たい あわ かくけいたいでんわはんばいてん と あわ 合せください。

■□ もーりーカー利用料金(運賃)の割引 □■

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を うけている人

※「も一り一カー」を利用するには、事前に利用者登録(無料)が必要です。また、すでに「も一り一カー」の利用者登録がお済みの人も、割引を受けるためには別途申請が必要です。

□ 有料道路の通行料金の割引 □■

- ※ 事業用車両、レンタカー、軽トラック等は登録できません。
- ッカラとうろく ひと じぜん じどうしゃ だい しんせい ひつよう ※ ETC を利用登録される人は事前に自動車1台を申請する必要があります。

対象者 ①身体障害者手帳第2種の所持者で、自らが運転する場合

②身体障害者手帳第1種および療育手帳第1種の人が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

nn でき つうこうりょうきん nnのでき 割 引 通行料金が50%割引されます。

しんせいしょるい しょうがいしゃてちょう げんぶつ うんてんめんきょしょう げんぼん しんたいしょうがいしゃてちょうだい しゅ ひと申請書類 ①障害者手帳(原物)②運転免許証(原本)(身体障害者手帳第2種の人)

④本人名義のETCカード(原物)(ETC利用登録希望者のみ)

⑤ETC車載器セットアップ申込書(ETC利用登録希望者のみ)

※ 自動車検査証の<u>所有者が法人名義の場合</u>はローン証明書が必要です。 ローンが終了している人は必ず名義変更をしてください。

※ETC 利用による割引をご希望の場合、オンライン申請も可能です。

詳細はホームページをご確認ください。(右記 QR コード)

しんせいばしょ しょうがいふくしか でんわ 申請場所:障害福祉課 電話582-1168 FAX 581-0203

といあわ 問合せ : 有料道路 ETC割引登録係

> でんり 電話:045-477-1233(平日9時~17時)

FAX: 045-474-1110



■ロ NHK放送受信料の減免等 ロ■

	せんがくめんじょ 全額免除	はんがくめんじょ半額免除
身体 しょうがい 障害	はたいしょうがいしゃ できょう しょじしゃ 身体 障害者 手帳 所持者 のいる せたいいんぜんいん しゅんぜいひかぜい ばあい 世帯員全員が市民税非課税の場合	 視覚障害または聴覚障害の身体はまずがいしゃできょうしょじしゃ せたいぬし で害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合 1 級または2級の身体障害者手帳所持者が世帯主かの場合 1 級または2級の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
ちてき 知的 _{しょうがい} 障害	りょういくてちょうしょじしゃ 療育手帳所持者のいる世帯員全員 しみんぜいひかぜいせたい ばあい が市民税非課税世帯の場合	のよういくてちょうしょじしゃ せだい A1またはA2の療育手帳所持者が世帯 まかつ受信契約者の場合
特神にある。	精神障害者保健福祉手帳所持者の はたいいん ぜんいん しみんぜい ひかぜい いる世帯員全員が市民税非課税 世帯の場合	1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者 はたいぬし じゅしんけいやくしゃ ばあい が世帯主かつ受信契約者の場合

^{**}全額免除要件の非課税について:世帯が別でも、同一住所に課税世帯がある場合、対象
**外となる可能性があります。

しんせいほうほう

にまかいなくしか しんぜいしょるい 管害福祉課に申請書類がありますので、障害者手帳と印鑑をご持参のうえ、 お越しください。後日当課から、NHK放送局へ送付します。免除が受けられる場合は、NHK放送局から受理通知書が自宅に送付されます。

※HNK のホームページからもお手続きいただけます。 詳しくは、右記 QR コードからご確認ください。



はいばしょ しょうがいふくしか でんわ 中請場所 : 障害福祉課 電話582-1168 FAX 581-0203 でんわ 電話582-13083 FAX 521-3086 電話521-3083 FAX 521-3086

ゆうびんぶつ げんめん ■口 郵便物の減免 □■

ない よう とくてい ゆうびんぶつなど わりびきなど 内 容 特定の郵便物等で、割引等があります。

®⇒ថんぶつ かりびき くか かくゆうひんきょくまとぐち たま 郵便物の割引など詳しくは、各郵便局窓口でお尋ねください

■ロ 主な市の施設等の利用の減免 ロ■

次の施設などを利用される場合、通常の利用料を減免で利用することができます。ただし、施設によっては、別に料金設定がある場合がありますので、利用にあたっては必ず各受付にてご確認ください。

りょうほうほう しょうがいしゃてちょう かくしせつ ていじ 利用方法 障害者手帳を各施設に提示してください。

(団体の場合、障害者が半数以上で対象となる場合があります。)

した しせついちらん 《市の施設一覧》

region 施設名	Dagus 所在地	といあり est 問合せ先 (TEL・FAX)	
 しみんうんどうこうえんしせつ 市民運動公園内施設	<u> </u>	(TEE TAV)	
市民スポーツ広場 「はみんたいいくかん 市民体育館	ものやましみやけちょう 守山市三宅町94 ものやましみやけちょう 守山市三宅町100		
うんとうこうえん じんこうしば 運動公園(人工芝)テニスコート	ものやましみやけちょう 守山市三宅町150	守山市民運動公園 電話:583-5354 FAX:583-5853	
であんきゅうじょう 市民球場 ソフトボール 場	まりやましいしだちょう 守山市石田町335 まりやましいしだちょう 守山市石田町335		
ものやまちょうこうえん 守山町公園テニスコート	ものやましものやまよんちょうめちさき 守山市守山四丁目地先		
やすがわたていりかせんこうえん 野洲川立入河川公園	ものやましたていりちょうちさき 守山市立入町地先		
がいきそうごう 地域総合センター グラウンドやテニスコート等	ものやましゃじまちょう 守山市矢島町3091	電話: 585-4822 FAX: 585-5254	
^{みさきこうえん} 美崎公園パークセンター	もりやましいまはまちょう 守山市今浜 町 2870-2	電話: 585-4280 FAX: 585-4280	
ビッグレイク ***********************************	ものやましはっとのちょう 守山市服部町2439	電話: 584-3366	
(野洲川歴史公園リッカー 場) エルセンター しょうがいがくしゅう きょういくしえん (生涯学習・教育支援センター)	まりやましかつべきんちょうめ ばん ごう 守山市勝部三丁目9番1号	FAX: 585-5190 電話: 583-5558	
(生涯字習・教育支援センター) こうりゅうきょてんしせつ もりやまエコパーク交流拠点施設	まりやましかんきょうがくしゅう と しせんげん 守山市環境学習都市宣言	FAX: 583-5556 電話: 584-4693	
しりでムエコバーン 久 派 拠無地収	きゅんこうえん ばんち 記念公園1番地1	FAX: 583-5853	

5. その他割引・支援サービスなど

※ 各種割引について、記載内容と異なっている場合がありますので、詳細は各会社、事 ** 第 所等にお問い合せください。

ちゅうしゃきん しじょがいしていしゃひょうしょう ■ロ 駐車禁止除外指定車標章 ロ■

つぎ しょうがい ひと たい ちゅうしゃきんしくいきがい ぼうていきんしくいき のぞ こうつう 次の障害のある人に対しては、駐車禁止区域内(法定禁止区域を除く)でも他の交通の きまた が げにならない限り駐車できる標章が交付されることがあります。(駐停車禁止場所では使用不可)

対象者

- しんだいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ ほこうこんなん ひとしょうがい くぶん しょうがいしゃてちょうしょじしゃ ほこうこんなん ひとしょうがい くぶん (章害の区分により該当する級が異なります。)
- りょういくてちょうしょじしゃ
 ひと

 ・ 療 育手帳所持者でAの人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

中 請 詳しくは警察署にご確認ください。

たいあわ ものやまけいさつしょ でんわ 問合せ:守山警察署 電話583-0110

■ロ ヘルプマーク・ヘルプカード ロ■

※ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人や、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など援助や はいりょ ひっょう 配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、周囲の人に配慮や援助を必要 としていることを知らせるためのマークです。

※ ヘルプカード

ヘルプカードは障害のある人等が主に外出時に困りごとが起こったとき、「困っている」ことや「手助けがほしい」ことを周囲の人に伝え、障害特性に応じた支援を受けやすくするためのカードです。

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード 滋賀県

はいふさき しょうがいふく しか 配布先 : 障害福祉課

□□ 身体障害者標識(四つ葉マーク) □■

したいふじゅう しょうがい ひと うんてん ばあい 肢体不自由の障害のある人が運転する場合のマークで、運転免許証に障害に基づく しょうけん ぎょく ぎしゅなど のついている人が対象です。

tsyptable to the string to t

■ロ 聴覚障害者標識(蝶(ちょう)マーク) ロ■

| 補聴器をつけても 10 メートルの距離で 90 デシベルの警音器が聞こえない人が運転する場合のマークです。特定後写鏡 (ワイドミラー) の装着と、マークの表示が義務づけられています。

であり もりやまけいさっしょ でんり 間合せ : 守山警察署 電話583-0110

しがけんくるま しようしゃとうようちゅうしゃじょうりようしょうせいど ■□ 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度 □■

できずいしまった。 こうれいしま こうれいしま できる はいりょう ひと つか できゅうしゃじょう とするため、 草 い 管 害 者 や 高齢者など、 移動に配慮が必要な人が使いやすい駐 車 場 とするため、 草 い すマーク等の駐車区画をご利用いただくための利用証を交付する制度です。

対象者 身体障害、知的障害、精神障害、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、け が人などで移動に配慮が必要な人。対象者によって交付要件が異なります。

≪^{cat} になるがある。 ≪車いすを利用している人≫ 



「参考」 マークは車椅子の保管場所の表示や広く障害者の存在を示すためのもので、法的な効力はありません

Elibato しんせいまとぐち しがけん けんこういりょうふく しぶ けんこうふく しせいさくか問合せ・申請窓口 滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話:528-3512

メール: ea00@pref.shiga.lg.jp

□■ 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給 □■

自動車事故により、脳・背髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、常時または随時の介護を必要とする人に介護料が支給されます。支給金額は障害の程度に応じて月額で支給されます。

といあわ とくりつぎょうせいほうじんじとうしゃ じ こ たいさくきこう し が ししょ 問合せ:独立行 政法人自動車事故対策機構滋賀支所

電話077-585-8290 FAX077-585<u>-</u>8291

□ 交通遺児等の育成資金の貸付 □■

じとうしゃ じ こ な 自動車事故で亡くなられたり、重度後遺障 害が残った場合に、その家庭のお子さん(義務 書ょういくしゅうりょうまえ たいしょう む り し いくせいしきん か 教育終了前)を対象に無利子で育成資金が借りられます。

といるか とくのつぎょうせいほうじんじとうしゃ じ こたいきくき こう し が ししょ 問合せ:独立行 政法人自動車事故対策機構滋賀支所

電話077-585-8290 FAX077-585-8291

■ **回 郵便等による不在者投票 ロ ■ ロ**

選挙で投票所まで行くことが困難な場合、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けると、郵便等による不在者投票ができます。

たいしょうしゃ 対象者 ①身体障害者手帳所持者で、その手帳に

- 両下肢もしくは体幹の障害もしくは移動機能の障害が1・2級と記載されている人
- ・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸もしくは小腸の障害が 1・3級と記載されている人
- * 免疫・肝臓の障害が1~3級と記載されている人
- せんしょうびょうしゃてちょうしょじしゃ ②戦傷病者手帳所持者で、その手帳に
 - *両下肢もしくは体幹の障害が特別項症から第2項症までと記載されている人
 - ・内臓機能障害が特別項症から第3項症までと記載されている人
- ③上記①・②以外の人で①・②に掲げる障害程度に該当すると県知事が書面により証明された人

問合せ: 守山市選挙管理委員会 電話582-1111 FAX582-0539

■ロ FAX110番および110番アプリ ロ■

** 事前に登録が必要です。

【FAX110番】077-526-0110

【110番アプリ】iPhone の人は AppStore から、Android の人は GooglePlay で、「110番アプリ」をダウンロードし、事前登録してください。

さいあり しがけんけいさつほんぶ でんり 問合せ: 滋賀県警察本部 電話522-1231

■ロ NET119緊急通報システム ロ■

****** ばんごしょうがい でと いたいでんか きんきゅうつうほう 聴 覚、言語障 害のある人のために、携帯電話・スマートフォンで緊 急通報ができるシステムです。

※事前に登録が必要です。

にいあわ 問合せ: 湖南広域消 防 局 災害管制課 電話552-8119 FAX552-5050

■□ 電話リレーサービス □■

たは「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができる公共インフラとしてのサービスです。

※聴覚や発話に困難な人が利用する場合、事前登録が必要です。アプリをダウンロードとうるくてフランフとようではあり、まず登録が必要です。アプリをダウンロードして登録手続きをすれば、後日電話リレーサービス専用電話番号が郵送されてきます。

といあわ いっぱんざいだんほうじんにほんざいだんでんわ 問合せ:一般財団法人日本財団電話リレーサービス

カスタマーセンター 電話 03-6275-0912

FAX 03-6275-0913

WEB https://www.nftrs.or.jp/contact/ 手話・文字チャットで問合せできます

■□ ヨメテル □■

自分で発話はできるけれど、相手の声が聞こえにくい人が使う電話アプリです。 っうれまいて 通話相手の声をリアルタイムで文字にするので、会話のずれをなくします。アプリをダウ ンロード後、オンラインで登録手続きをすれば、すぐ使えます。

> といあわ いっぱんざいだんほうじんにほんざいだんでんり 問合せ:一般財団法人日本財団電話リレーサービス

ヨメテル・カスタマーセンター 電話 0120-328-123

WEB https://www.yometel.jp/contact

□□ 身体障害者補助犬 □■

り体にいしょうがいしゃほじょけんほう しこう 身体障害者補助犬法の施行により、盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴で、公共的施設や こうごうきかん ふとくてい たすう ひと りょう 交通機関、不特定かつ多数の人が利用する施設(スーパーやレストランなど)を利用できます。

ELIBRO しがけんしょうかいふくしか でんり 問合せ : 滋賀県障害福祉課 電話528-3542 FAX528-4853

■ロ 字幕入り DVD の貸し出し ロ■

テレビ番組などに字幕、手話を挿入した DVD やビデオテープを(ライブラリーに備え、) 聴覚障害者からの依頼に応じて貸し出しを行います。

りょうもうしこみ しがけんりつちょうかくしょうがいしゃ 利用申込 滋賀県立聴覚障害者センターに申し込んでください。

であり しかけんりつちょうかくしょうかいしゃ でんり 問合せ:滋賀県立聴覚障害者センター 電話561-6111 FAX565-6101

■ロ 介護マーク ロ■

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・障害のある人を介護するときなど



はいふさき ちょうじゅせいさくか 配布先 長寿政策課(守山市役所1階)

なんぶちくちいきほうかつしえん 南部地区地域包括支援センター(エルセンター敷地内) ちゅうぶちくちいきほうかつしえん 中部地区地域包括支援センター(すこやかセンター内) ほくぶちくちいきほうかつしえん 北部地区地域包括支援センター(北公民館内)

としょ ゆうそうかしだし ■ロ 図書の郵送貸出 □■

ないよう

ものやまし りっとしょかん らいかん せずか ひと む としょかんしりょう ゆうそう かしだし 守山市立図書館への来館が 難 しい人向けに、図書館資料を郵送で貸出するサービスです。 【対象者】

しないざいじゅう としょかんらいかん こんなん ひと市内在住の図書館来館が困難な人

しかくしょうがいしゃ 視覚障害者	しんたいしょうがいしゃてちょう も しょうがいしゃていととうきゅうひょう 身体障害者手帳をお持ちの、障害者程度等級表の しかくしょうがいしゃ1きゅう 6きゅう がいとう ひと 視覚障害者 1級から6級までに該当する人
世界を持ちている。	しんたいしょうがいしゃてちょう も しょうがいしゃていととうきゅうひょう 身体障害者手帳をお持ちの、障害者程度等級表の 1きゅう 2きゅう がいとう 1級から2級までに該当する人
ね寝たきり高齢者	ますかいで いじょう にんてい う がいしゅつこんなん ひと 要介護3以上の認定を受けた外出困難な人
その他の読書に困難のある人	しんだい しょうがい よ がくしゅうしょうがい しっぺいとう さくしょ 身体の障害、読みの学習障害、疾病等により読書に こんなん ひと 困難があり前三項に準ずる人

※利用には登録が必要です。

とうろく しゅうしょ かくにん 登録には住所が確認できるもの・障害者手帳等が必要です。

■ロ バリアフリー図書 ロ■

図書館には、障害がある人が利用しやすいように工夫された書籍も置いています。 どなたでも借りることができます。

- ●大活字本…大きく太い字で印刷された本です。
- ●LL ブック…文字を読むことや本の内容を理解することが苦手な人でも、やさしく 読めるよう工夫されています。
- ●点字図書…点字で表されており、手でさわって読むことができます。
- ●録音図書…図書を読み上げてCD にしたものです。耳から読書ができます。

ENDATE ものやましりつとしょかん でんか 問合せ:守山市立図書館 電話583-1639 FAX583-6949

■ロ 在宅障害者の歯科治療について ロ■

歯科医師会のウェブサイトでは、障害に応じた対応が可能な歯科医院を紹介しています。また、障害者の歯科治療に関する相談を受け付けています。
下記QRコードよりご覧いただけます。

ていきょう じょうほう提供する情報

- がいらいしんりょう くるまいすだいおうかのう し か いいん 外来診療での車椅子対応可能歯科医院
- ② 障害者訪問歯科診療の対応歯科医院



③ 知的障害者(児)および精神障害者(児)の治療可能歯科医院



ENSP 問合せ : すこやか生活課 電話581-0201 FAX582-1138

といあわ くさつりっとうもりやまや す し か い しか い ざいたく し か いりょうれんけいしつ 問合せ : 草津栗東守山野洲歯科医師会 在宅歯科医療連携室

月・火・木・金 9時~13時 電話581-3355 FAX581-3370